

愛媛県美術館中期運営計画

I 策定の趣旨

愛媛県美術館は、美術作品を鑑賞すること（みる）、作品を創ること（つくる）、そして、それらを通して自ら学ぶこと（学ぶ）を楽しむ参加創造型の美術館として、県民の美術活動の推進に大きな役割を果たすことを目的に平成10年11月に設置されたものです。

以来、美術作品の収集・展示及び美術に関する情報や資料の収集、提供を行い、県民の多様なニーズに対応した美術の普及・振興を図りつつ、研究活動を推進し、特色とにぎわいのある美術館づくりを進めるとともに、平成16年度からの5年間を計画期間とする「中期運営計画」を策定し、その後、5年ごとに改訂を行いながら、当館の設置目的の効果的・効率的な達成を図ってきました。

その結果、実行委員会方式での企画展の開催等による入館者数の増加や美術館ボランティアの拡充などの成果はあるものの、情報化社会の進展や少子高齢化の進行、嗜好や価値観の多様化などの環境の変化の中で、当館に求められるニーズにより一層対応するため、今後も引き続き、美術館が果たすべき使命と目標を具体的に定め、その達成を図る必要があります。

本計画は、前計画の取組の成果や課題などを踏まえ、「博物館法」第9条に、美術館の努力義務として、「運営の状況に関する評価等」が規定されていることに基づき、今後の当館の運営評価を行うための指針として策定するものです。

II 運営にあたっての目標

愛媛及び国内外の芸術文化に関する中核拠点として、当館の設置目的を達成するための具体的な目標を次のとおりとします。

1 施設の業務

(1) 博物館法に規定する事業

博物館法に規定する登録博物館として、次の事業を実施します。

- ① 近現代を中心とした愛媛及び国内外の美術に関する作品及び資料の収集・整理・保存を行い、美術史上貴重な資料を蓄積し、後世に継承します。
- ② 愛媛及び国内外の美術並びに美術館教育に関する調査研究活動を推進し、効果的な情報発信を行い、研究成果を県民と共有します。
- ③ 作品収集や調査研究の成果に基づき、美術の持つ多様な価値観を提起できる展示や、郷土作家に関する展示を行うとともに、コレクション展・企画展を積極的に実施し、来館者の主体的な学びを支援します。
- ④ 様々な教育普及事業を実施し、県民が美術と美術館に親しむ機会を提供します。

(2) 施設の提供

施設の提供を行い、県民の利用に供します。

2 県民サービスの向上

絶えず展示内容や提供サービスの向上に努め、来館者の満足度の向上を図ります。

3 県民参画・連携

県民とともに創る美術館として、ボランティア等による県民の参画や交流を促進するほか、県内美術館・博物館をはじめとする社会教育・文化施設、学校や地域との連携強化を図り、地域貢献に努めます。

4 利用者増の取り組み

各種イベントの企画や賑わいの創出、広報の充実強化等により、今後一層の利用者増に取り組みます。

(指標)

総入館者数 平成 26～29 年度利用者平均 35.7 万人→2023 年度 37.5 万人

III 計画の期間

中期運営計画の期間は、2019 年度から 2023 年度までの 5 年間とします。

IV 実施事業と実施方針

II の目標を達成するため、当館が実施する事業と事業実施にあたっての方針を次のとおりとします。

1 美術館機能として実施する事業

(1) 作品収集・整理・保存事業

県民共有の貴重な財産である美術作品・資料を後世に継承するため、近現代を中心とした愛媛及び国内外の優れた美術作品・資料を中心に収集し、整理・保存のうえ、展示をはじめ、館内外の諸活動への活用を図ります。具体的には、収集した作品・資料は、コレクション展・企画展等で随時県民に公開するとともに、特別利用や作品貸出しなどを通じ、館外の多様なニーズに応えられるように努めます。

① 作品収集

・作品収集は、展示、調査研究、教育普及等の美術館活動の充実を図る観点から、愛媛県美術館収集方針に基づき、バランスのとれた、幅広い分野の作品を継続的に収集します。特に、本県の芸術文化の特色を顕著に示すテーマに関する作家・作品については、その関連資料を含めて集中的な収集を図ります。

・作品・資料の収集は、寄贈、寄託及び購入により行い、作品購入にあたっては、財源に留意しつつ、美術館活動に有効に活用できるもの、学術的意義のあるものを収集します。なお、購入及び寄贈候補の作品については、愛媛県美術館美術品等収

集評価委員会に諮ります。

② 作品整理・保存

・収集した作品は、分野や素材等に応じて、分類整理し、作品台帳に登録します。
整理の完了した作品については、展示や研究紀要等を通じて公開し、調査研究・教育普及活動等に効果的に活用します。

・収蔵作品の良好な状態を保持するため、総合的有害生物管理（IPM）の考え方にに基づき、日常的な温湿度・光量を管理して虫菌害の予防措置をとり、必要に応じて保存処理を施すとともに、作品の劣化を防ぐため燻蒸などの防除対策を講じます。

・展示・収蔵作品は、定期的に状態確認を実施し、劣化・損傷するなど状態が悪いものについては適切な修復を施し、貴重な作品を永く後世に継承します。

(2) 調査研究事業

調査研究は、美術館事業の根幹をなす収集・整理・保存と展示や教育普及等を結びつける重要な事業活動であることから、引き続き重点的に取り組みます。

① 収蔵作品の内容に関する学術的な調査研究のみに止まらず、収集・整理・保管・展示・教育普及等に関する専門的な研究を実施します。

また、県内外の研究者・作家等との交流を行いつつ、館外の関連作品も幅広く調査して、収蔵作品に関する調査研究成果や情報を積極的に県内外へ伝えます。

② 学芸員は、調査研究計画に基づき、その専門分野ごとに愛媛並びに国内外の美術・美術館教育に関する意義のあるテーマを設定し、継続的に研究を行います。

③ 調査研究の成果については、展示や各種講座、照会・相談等の美術館業務、学校をはじめとした館外の講演・講座への学芸員の講師としての派遣などを通じて広く県民に公開、還元するとともに、研究成果報告書(研究紀要)の発行や美術館ホームページでの公開により、県内外の施設及び研究機関・研究者等の利用に供します。

④ 学芸員は、国や関係美術団体等の実施する研修に積極的に参加し、専門分野の見識を高めるとともに、能力の向上に努めます。

(3) 展示事業

コレクション展や企画展等の展示事業は、収蔵・寄託する作品や学芸員の調査研究活動等の成果などを有効活用し、県民が美術と美術館への理解を深める機会を提供するものであり、質量ともに一層の向上を目指します。

① コレクション展

・地元根差した美術館として、県ゆかりの作家を中心に、企画展との関連を図るなど時季に適した展示テーマを設定します。

・杉浦非水・真鍋博など質量ともに全国的に誇れるコレクションについては、継続的な紹介や情報発信に努めます。

・展示替えを定期的実施するとともに、展示内容や展示手法を工夫し、リピーターにも楽しめる内容となるよう努めます。

(指標)

コレクション展観覧者数

平成26～29年度平均観覧者数 3.7万人→2023 年度 3.9万人

② 企画展

- ・県民に対し、国内外の優れた美術作品の鑑賞機会を提供するとともに、学芸員の調査研究成果を発表するため、県民の興味・関心を喚起する魅力あるテーマや学術的意義のあるテーマを設定し、企画展を開催します。
- ・開催にあたっては、他機関と連携する実行委員会方式や協賛金などを活用し、県単独では開催することができない巡回展や自主企画展の開催にも取り組みます。
- ・県民のニーズを踏まえながら、多様な作家やジャンルの展覧会を開催するとともに、夏季には児童生徒等を対象とした展覧会を開催するよう努めます。
- ・収蔵作品を活用した手作り型の展示や他館との連携を行うなど、愛媛ならではの展示を工夫し、質の高い展覧会の開催に努めます。
- ・展示内容について、図録の発行、展示解説や講座の実施などにより、鑑賞者の理解を深めるよう努めます。

(指標)

企画展観覧者数 平成26～29年度平均観覧者数15.7万人→2023 年度16.5万人

③ 展示事業実施上の留意点

- ・展示室の展示環境について適切な管理に努めます。
- ・高齢者や子どもが展示内容を理解できるよう、解説パネルの文字の大きさやふりがな等に配慮します。
- ・講演会やボランティアによる対話型鑑賞などの関連イベントを実施し、観覧者の作品理解が深まるよう努めます。
- ・広報活動を積極的に行い、展示事業の情報を県内外に広く発信します。

(4) 普及啓発事業

普及啓発事業は、県民の観賞や創作などの美術活動を支援するものであり、より多くの参加を促しながら、引き続き充実を図ります。

① 講座等

対話型鑑賞や土曜講座等により、美術や美術館に関する理解を助け、学びを深めるなど、展示事業との関連性も持たせながら、美術活動の支援に努めます。

② 県民アトリエ

県民アトリエでは、利用者の自由な創作の場を提供するとともに、版画全般・木

工・染織・写真・粘土等の各種講座を実施するなど、創作活動の支援に努めます。

③ 学校等との連携

・学校をはじめ、さまざまな施設、団体等に対し、美術館の情報を随時提供し、積極的な観覧、利用に努めます。

・学校等の要望に応え、出前講座やワークショップ、職員研修を実施し、併せて利用促進を図ります。

・学校の利用については、観覧料の減免により負担を軽減するとともに、要望に応じて、児童生徒等を対象とした、親しみやすい学習プログラムを実施します。

④ イベントの実施

・美術と美術館に親しむためのイベントや、美術館の設置目的を達成するための県民に親しまれるイベントを開催します。特に、子ども向けのイベントや講座を積極的に実施し、子どもたちの学びと体験の場の設定や子育て支援に努めます。

(5) 県民参加の促進

① 情報公開

博物館法第9条の2の規定に基づき、美術館の事業に関する県民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの方々との連携及び協力の推進に資するため、当美術館の運営の状況に関する情報を積極的に公開します。

② 美術館友の会や愛媛県美術会との連携強化

県民と美術館の橋渡しとなる美術館友の会や愛媛県美術会との連携を強化し、県民の美術活動の充実を支援します。

③ 美術館ボランティアの推進

県民の美術館活動への参画と来館者サービスの向上を目的に、作品ガイドボランティアや情報サービスボランティア等の活動を推進します。

④ 博物館実習・職場体験・インターンシップの受入れ等

学校教育が実施する博物館実習、職場体験、インターンシップ等については、要望に応じて受け入れを行うとともに、美術館に係る非常勤講師等の要望があった場合は、柔軟に対応します。

⑤ 美術館協議会委員の一般公募

美術館長の諮問に対し意見を述べる美術館協議会の委員について、一般県民から公募を行い、県民の意見を反映した美術館の運営に努めます。

(6) ネットワーク

愛媛及び国内外の芸術文化に関する中核機関として、以下の活動を行います。

① 県内外の関係機関との連携・交流

県内の美術館、博物館をはじめ、大学・社会教育機関・関係団体等との交流・連携に努めるとともに、県外の美術館、博物館との情報交換や共同企画の実施の検討

等、広域連携を図ります。

また、県内外作家、美術愛好者等との連携を継続し、美術館事業への参画を促進します。

さらに、所蔵品の交換展示や企画展、講座等自主事業の開催に際し、他館と相互に協力するなど、魅力ある事業を実施するほか、杉浦非水・真鍋博など、当館がまとまった点数を所蔵する作家については、他館での展示を促すため、企画パッケージの作成に努めます。

② 専門的事項に関する助言・協力

国及び地方自治体等、関係機関からの依頼に応じ、委員会等への協力、調査協力等を通じ、専門的事項に関する助言・協力を行います。

③ 各種行政施策と連携した事業の実施

県政推進の観点から、愛媛県及び愛媛県教育委員会の各種行政施策と連携した事業の実施に努めます。

④ 地域との連携

松山周辺の美術館、博物館等で構成する愛媛／松山ミュージアム・ストリート連絡協議会において、合同で広報や調査研究、情報共有等を行うなど、他の関連施設等と連携しながら活動を行うとともに、道後～大街道～銀天街～花園町～堀之内などの賑わいの創出を図ります。

また、市町や地域の関係団体等と連携し、魅力ある施設として地域の観光振興等に貢献するほか、堀之内公園で行われる行事や美術館でコンサートを行う愛媛県警察音楽隊、愛媛交響楽団等と連携し、賑わいの創出に努めます。

2 施設の利用促進と賑わいの創出

(1) 施設の利用促進

「みる・つくる・まなぶ」の3機能を有する南館の利用促進を図るほか、新館の特別展示室や研修室、講堂等を開放するとともに、図書コーナーで美術関係の図書・映像を閲覧に供し、県民の美術活動を支援します。

(2) 賑わいの創出

映画の上映、舞踏の上演、ファッションショーやコンサートの開催など、美術館活動に支障のない範囲で、施設の内外でさまざまなイベント等を実施し、利用者の交流の場として施設を有効活用し、賑わいの創出を図ります。

3 広報の充実強化

より多くの県民に美術館の施設や活動を周知し、利用促進を図り、美術館事業の成果を還元するとともに、施設の有効活用を図ることは極めて重要であることから、広報活

動を充実強化します。

(1) 情報発信機能の強化

利用申し込みのオンライン化促進を含め、美術館ホームページの一層の充実を図るとともに、ブログやメールマガジン、また、フェイスブックなどのSNSも積極的に活用するなど、情報発信機能を強化します。

(2) 広報物の作成配布

企画展等のポスターやチラシをはじめ、美術館の活動の情報を掲載した各種広報媒体を作成し、学校や社会教育施設、近隣の店舗等に配布します。なお、広報物については、内容を充実させ、読みやすい紙面づくりに努めます。

(3) パブリシティの活用

報道機関や美術雑誌等に展覧会やイベントの情報を積極的に提供するほか、CATV等と連携した番組づくりを行うなど、パブリシティの活用に努めます。

(4) 広告宣伝の実施

企画展等では、必要に応じ、新聞やテレビなどさまざまな媒体を使った広告宣伝を行い、周知を図ります。

(5) 潜在来館者の掘り起こし

企画展等の内容や実施時期を十分検討したうえで、効果的な広報を展開し、潜在来館者の掘り起こしに努めます。

(6) 誘致活動

学校、企業、関連団体等への誘致活動の積極的に行い、美術館の利用促進を図ります。

(7) 関係機関との連携

愛媛／松山ミュージアム・ストリート連絡協議会において合同パンフレットを作成配布するなど、他の美術館等とも連携しながら、積極的に広報を行います。

(8) 美術館友の会会員の活用

美術館友の会の会員に対して、積極的に情報を発信し、口コミ等美術館の情報拡散への協力を促します。

4 県民サービス向上のために行う事項

県民に対するサービス等の向上のため、次の事項を実施します。

(1) 県民ニーズの把握

利用者を対象としたアンケート調査を行い、県民の多様なニーズを的確に把握し、サービスの改善や教育普及事業に反映させます。

(2) 事業評価の実施

当館の展示及び各種事業の効果について、従来の利用者数、アンケート調査の分析に加え、作品貸出件数、講師派遣回数など、きめ細かな評価指標を複数設定して、こ

れらに基づく事業評価を順次実施するほか、中期運営計画の進捗状況については、毎年度、美術館協議会へ報告し、意見を求め、業務運営の改善に反映させます。

(3) 鑑賞活動の支援

学芸員や展示案内員、作品ガイドボランティア等の説明能力を高め、観覧者の充実した鑑賞を支援するとともに、コレクション展、企画展等の解説・対話型鑑賞の内容を充実させるほか、見やすさや分かりやすさにも配慮します。

(4) 施設利用や問い合わせのオンライン化

施設の貸館や講座受講・団体見学等に係る館ホームページからのオンライン申込みの導入や、電子メールによる問い合わせや意見を受け付け、利便性の向上を図ります。

(5) 開館日・開館時間の弾力化

来館者のニーズに応じ、企画展開催時などは、開館日や開館時間を弾力的に設定します。

(6) 講師派遣の充実

学校、公民館等外部からの職員の講師派遣要請については積極的に対応します。

(7) ユニバーサルデザイン化

障がい者や高齢者、外国人等誰もが安全かつ快適に利用でき、必要な情報がすぐに得られ、鑑賞しやすい展示やわかりやすい印刷物の作成などに配慮します。

(8) 接客態度の向上

日々の挨拶や説明時の声量など、接客態度の向上をさらに図るための研修機会を設けるとともに、情報の共有を図るなど利用者が満足できるように対応します。

(9) 安全・安心の確保

- ① 来館者の安全を守るため、安全管理マニュアルの職員への周知徹底を図るとともに、地震や消防等の訓練により、事故や災害時における迅速で適切な対応に備えます。
- ② 収蔵作品・資料の保全を図るため、定期的な状況確認を実施します。
- ③ 施設の点検、保全に努め、必要に応じて補修・改修を行います。なお、施設の老朽化に伴う修繕については、将来を見据えながら検討します。

(10) 個人情報の保護

愛媛県個人情報保護条例第 14 条の規定により、個人情報を適正に取り扱います。

V 収支に関する事項

1 外部資金の導入

実行委員会方式による事業実施や協賛金、各種助成金の獲得など、外部資金の導入を図り、美術館活動の充実と収入の確保に努めます。

2 経費の節約

業務内容や費用対効果を検討の上、業務の外部委託や経費節減意識を徹底し、経費の

節約を図ります。

VI その他

計画策定にあたり、付随して次の事項を定めます。

1 組織・人材について

- (1) 職員の適正な配置に努めるとともに、関係施設間での交流を促進します。
- (2) 各種専門研修等を通じ、職員一人一人が職責を果たすために必要な能力や資質の向上に努めます。

2 事務のOA・ペーパーレス化、省エネルギー・リサイクルの推進

環境負荷の低減を目指し、OA・ペーパーレス化を一層推進するとともに、光熱水費等の使用状況等を常時把握して節減に努めるほか、施設の修繕や改修等を行う際は、よりエネルギー消費の少ない方法を積極的に採用します。また、展示物品の再利用や廃棄物の分別収集を徹底するなどリサイクルを推進します。

3 指定管理者制度導入の検討

美術館の一層の機能充実と効率的な業務執行の観点から、指定管理者制度の導入を検討します。

4 計画の変更等

本計画は、策定時点における諸事情に大きな変動がないことを前提条件として策定したものであり、県の予算や財政計画、組織再編などに伴い、財源や人員等に著しい変更が生じた場合は、計画期間中にもかかわらず、必要に応じて見直すものとします。